

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 税務課 ☎22-1313

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、適用対象（現行：設備）に一定の事業用家屋および構築物が追加されました。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限（現行：令和2年度まで）を2年延長し令和4年度までとします。
※手続き方法は決まり次第市ホームページなどでお知らせします。特例措置を受けるための要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

感染拡大防止のためにできること

新型コロナウイルスは当分の間、感染拡大を予防していく必要があるため、厚生労働省から、今後の日常生活の中で取り入れていただきたい「新しい生活様式」の実践例が示されました。

これまで取り組んできた、3密「密集・密接・密閉」の回避、日常生活でのマスクの着用の徹底を継続しながら、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着にご協力ください。



■「新しい生活様式」の詳細は、市ホームページに掲載しています。

感染が疑われる場合は

次のような症状があり、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、直接病院などに行かず、まずはコールセンターにご相談ください（該当しない場合の相談も可能です）。

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
- ・重症化しやすい方や妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ずご相談ください）。

※これまで「37.5℃以上の発熱が4日以上」などの具体的な数値が示されていましたが、「息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合」などに改められました。

新型コロナウイルスに関する一般健康相談窓口コールセンター

☎022-211-3883・022-211-2882（24時間受付）

聴覚などに障害のある方専用に関の方法でも受付をしています。

☎022-211-3192 E-mail: sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp

白石城天守閣の青色ライトアップを実施しています

青色のライトアップは、最前線で活動する医療従事者に感謝の気持ちを表すことを目的として世界中で行われており、本市もその趣旨に賛同して、実施しています。



●点灯時間 18:30～22:00

事業者向け支援策

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 商工観光課 ☎22-1321

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止に全面的に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

■支給額 1事業者あたり30万円

■対象者（次の①～③のすべての要件を満たす事業者）

- ① 4月24日以前に市内で事業を開始し、かつ、営業の実態がある事業者 ※大企業は除く
- ② 4月25日～5月6日までのすべての期間、施設の使用停止（食事提供施設は営業時間の短縮・終日休業を含む）の要請などに全面的にご協力いただいた事業者
- ③ 県の休業要請、協力依頼の対象となった施設を休業した事業者
・飲食業者で、営業時間の短縮（20時から翌日5時まで店舗を使用しない、酒類の提供は19時まで）した事業者 ※休業要請の対象施設は市ホームページでご確認ください。

■申請期限 8月21日(金)まで

法人市民税の申告・納付期限延長 税務課 ☎22-1313

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税の申告・納付期限延長を行っている場合は、法人市民税も、同様に申告・納付期限を延長します。

■申請方法

- ① 郵送申請 提出する申告書上部余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。
- ② オンライン（eLTAX利用） 法人税の申告・納付期限延長のために税務署に送付した「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載された「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」を添付してください。

■延長期間

申告期限内に申告・納付が困難な場合は、申告・納付ができない「やむを得ない理由がやんだ日から2カ月以内」で申告・納付期限が延長されます。法人税の申告書などを提出することが可能となった時点で、速やかに法人市民税の申告・納付を行ってください。この場合の申告・納付期限は、原則として申告書などの提出日となります。

中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に対する軽減措置 税務課 ☎22-1313

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者などに対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の負担を軽減します。

■軽減額 令和2年2～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べ

- ・30%以上50%未満減少している場合は、2分の1に軽減
- ・50%以上減少している場合は、全額を免除

●令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて市へ申告した事業者などに適用します。

※手続き方法は決まり次第市ホームページなどでお知らせします。軽減を受けるための要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。